|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

　　　　　　　通常葉書作成契約書

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名

　　公職選挙法第１４２条に定める選挙運動用通常葉書

２　数　　量　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　円）

　　　　　　　　　　（単価　　　円　　銭）

４　納入期限　　令和年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第１４２条第１１項の規定により選挙運動用通常葉書を無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第１０９条の７の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契　約金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 